

鹿児島工業高等専門学校グローバル・アクティブラーニングセンター委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島工業高等専門学校グローバル・アクティブラーニングセンター規則第6条第2項の規定に基づき、鹿児島工業高等専門学校グローバル・アクティブラーニングセンター委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、副校長（教務主事）の指示を受け、次に掲げる事項を審議する。

- (1) アクティブラーニング推進に関すること。
- (2) ナレッジコンテンツの整備、管理、運用に関すること。
- (3) 学内 LAN 等の情報基盤の管理、運用に関すること。
- (4) 情報セキュリティ推進に関すること。
- (5) 情報教育支援に関すること。
- (6) 国際交流における教育支援に関すること。
- (7) その他、ICT 活用推進に関すること。
- (8) その他グローバル・アクティブラーニングセンターに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 学科から推薦された教員 各1名
- (4) 一般教育科から推薦された教員 1名
- (5) 教務委員会から推薦された委員 1名
- (6) 国際交流委員会から推薦された委員 1名
- (7) キャンパス情報ネットワークシステム管理者から推薦された教職員 1名
- (8) 学生課長
- (9) その他校長が必要と認めた者

2 前項第1号から第7号までに規定する委員は各号の委員を兼務することができる。

(任期)

第4条 前条第3号、第4号及び第9号に規定する委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(委員の代理出席)

第6条 委員長は、委員の代理出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成27年4月10日から施行し、平成27年4月1日より適用する。

2 鹿児島工業高等専門学校図書館運営委員会（昭和47年4月1日制定）及び鹿児島工業高等専門学校情報教育システム委員会規則（昭和53年11月13日制定）は廃止する。

附 則

この規則は、平成27年9月11日から施行し、平成27年4月1日より適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。